

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和7年2月1日現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-994-4111 (8時30分 ~ 17時30分まで)

担当 岡田

2. 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人社団協友会 居宅介護支援事業所回生
所在地	〒340-0825 埼玉県八潮市大原 455 番地
介護保険指定番号	埼玉県 1171000019
サービスを提供する地域	八潮市

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1名	業務管理全般	1名
介護支援専門員	主任介護支援専門員 (管理者兼務)	1名	居宅介護支援	1名
	介護支援専門員	0名		

(3) 営業日及び営業時間

月曜 ~ 土曜	8時30分 ~ 17時30分
日曜、祝日、年末年始 (12/31~1/3)	休日

3. 居宅介護支援の内容

(1) インテークワーク

初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。

(2) アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後居宅サービス計画原案の作成をします。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

(5) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。

(6) モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問面談します。モニタリング実施し結果を記録します。

(7) 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した場合等は速やかに居宅サービス計画の変更のための、上記(2)から(5)の実施をします。

(8) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ① 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ② 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ③ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ④ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

4.利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険制度から全額給付されるので、利用者負担はありません。

* 保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、下記の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日住所地の市区町村窓口に提出しますと、払い戻しを受けられます。

<取扱件数が45件未満の場合>

(要介護1・2) 1,086単位×10.70円 11,316円 / 月
(要介護3・4・5) 1,411単位×10.70円 14,702円 / 月

※利用料金は地域単価(10.70円)が加算されております。

加算については以下の通りとなります。

項目	加算額	備考
初回加算 300単位	3,210円	対象月のみ
入院時情報連携加算(Ⅰ)250単位 (Ⅱ)200単位	2,605円 2,084円	対象月のみ
退院・退所加算 450単位～900単位	4,815～ 9,630円	対象月のみ
通院時情報連携加算 50単位	535円	対象月のみ
緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位	2,084円	対象月のみ
ターミナルケアマネジメント加算 400単位	4,280円	対象月のみ

(2) 交通費

前記の2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

5.秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、を遵守し、適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業者、介護支援専門員、事業者の使用する者及び退職した者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (3) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

6.ハラスメント防止について

- (1) 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に行う、パワーハラスメント（暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為）、セクシャルハラスメント（体を触る、性的言動など）などの行為を禁止します。
- (3) ハラスメント行為などにより、信頼関係を築くことができないと判断した場合は、契約を解除することがあります。

7.虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

*虐待防止に関する責任者：管理者・岡田 径子

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8.業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9.衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10.事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族・市町村等に速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 : 東京海上日動火災保険株式会社
保険種類 : 居宅介護事業者賠償責任保険

11. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の利用者からの相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 岡田
電話 048-994-4111

(2) 受付時間 8時30分～17時30分

(3) 受付日 月曜日から土曜日まで（祝日、12月31日～1月3日を除く）

(4) その他 当事業所以外にも、下記に掲げる機関等に苦情を伝えることができます。

八潮市 長寿介護課 電話 048-996-2111（代）

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568（苦情対応係）

（ ） 電話 （ ）

12. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団協友会
代表者役職・氏名	理事長 平岡邦彦
本部所在地・電話	埼玉県吉川市大字平沼 111 番地 TEL.048-982-8311
定款の目的に定めた事業	1. 病院・診療所の経営 2. 地域包括支援センター、訪問看護ステーションの運営 3. 居宅介護支援事業所の運営 4. その他、医療保険・介護保険に関する事業

